

犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、既存住宅への高効率給湯器の設置（以下「省エネ改修」という。）を行う者に対し、省エネ改修に要する費用を補助することにより、家庭からの二酸化炭素の排出量の削減を図るために交付する犬山市住宅省エネ改修支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅、共同住宅及び長屋の住戸並びに併用住宅の住宅部分をいう。
- (2) 既存住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しない住宅をいう。
- (3) 高効率給湯器 国が実施する子育てグリーン住宅支援事業、賃貸集合給湯省エネ事業又は給湯省エネ事業において、その補助対象となる製品として登録されている高効率給湯器をいう。
- (4) 住戸 住宅における各住居1戸のことをいう。

（補助金の交付対象者等）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 第7条の申請の日において、犬山市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記載された住所に1年以上継続して居住していること。
- (2) 住宅において第5条の補助対象事業を実施すること。
- (3) 第7条の申請の日において、申請者の属する世帯の構成員（1

8歳未満の者を除く。)が、納期限が到来している犬山市税条例(昭和29年条例第17号)第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例(昭和36年条例第19号)第7条に規定する国民健康保険税を完納していること。

- (4) 犬山市暴力団排除条例(平成24年条例第34号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助金の交付対象となる住宅(以下「補助対象建物」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請者又は同居の親族が所有する住宅であること。
(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
(3) 補助金の交付を受けようとする省エネ改修に関し、市からの他の補助金等の交付を受け、又は受ける見込みがないこと。
(4) 補助金の交付を受けようとする省エネ改修に関し、過去に補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象設備及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、高効率給湯器とする。

2 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、省エネ改修を行うために必要な経費のうち、補助対象設備の附属機器を含む機器費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、市内の住宅に省エネ改修を行う事業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その製品及び設備が未使用品であり、建築物、電気設備又はガス設備に係る関係法例に準拠して省エネ改修を行う既存住宅に設置すること。
(2) 既存の給湯器の取替えに伴い設置されるものであること。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の額に 4 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1 5 万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 申請者は、省エネ改修が完了した日の属する年度の末日までに犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付申請書兼請求書（様式第 1）に別表に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付決定通知書（様式第 2）により、不適当と認めるときは犬山市住宅省エネ改修支援補助金不交付決定通知書（様式第 3）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、同項の交付決定（以下単に「交付決定」という。）をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、交付決定の通知の日から、3 年を経過した時点において、補助対象建物における居住の実態を確認するものとする。

（交付の条件）

第 9 条 市長は、交付決定をするに当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が、補助対象設備の使用状況及びその他の事項について確認及び検査等を求めたときは、これに協力すること。
- (2) 市長が、補助金の交付の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、市長が指定する期日までに市長に提供すること。
- (3) 交付決定後 3 年間継続して、交付決定者が補助対象建物に居住すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合

イ その他市長が必要と認める場合

(4) 交付決定者は、補助対象経費について補助金以外に市から交付される補助金等を受給しないこと。

(5) その他市長が必要と認める条件
(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載する等の補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) 第 9 条の交付の条件に違反したとき。

(3) この要綱、関係法令等に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付決定取消通知書（様式第 4）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 前条第 2 項の通知を受けた者は、市長が定める期日までに、当該通知に係る補助金を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、交付決定後 3 年以内に補助対象建物に居住しなくなったときは、市長が定める期日までに、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、次条の申請を行い、市長が特に返還の必要がないと認めるときは、この限りでない。

（申請義務）

第 12 条 交付決定者は、第 9 条第 3 号ただし書の場合に該当したときは、犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付状況変更承認申請書（様式第 5）を速やかに市長に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第 1 3 条 交付決定者は、交付決定後 3 年を超えない期間内において、補助金の交付を受けた補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（雑則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に基づく省エネ改修について適用する。
- 3 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

（特例措置）

- 4 令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に締結する契約に基づく省エネ改修に係る第 7 条及び第 1 1 条並びに別表第 3 の規定の適用については、第 7 条中「省エネ改修に係る契約を締結する前に」とあるのは「第 1 1 条の報告書と併せて」と、第 1 1 条中「交付決定者は、省エネ改修の完了の日から起算して、6 0 日を経過した日又は第 8 条の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日」とあるのは「申請者は、令和 5 年 3 月 3 1 日」と、別表第 3 中「交付決定者」とあるのは「申請者」する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に完了する省エネ改修（犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付要綱第 1 条に規定する省エネ改修をいう。）について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に完了する省エネ改修（犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付要綱第 1 条に規定する省エネ改修をいう。）について適用する。

別表（第7条関係）

書類の種類	備考
補助対象事業に係る 工事請負契約書、売 買契約書等の写し	補助対象事業の内容が分かること。契約書 を交わさずに補助対象事業を実施する場合 にあっては、申請者と補助対象事業を請け 負う者とが取り交わした書類に、書面を取 り交わした日、補助対象事業の履行場所、 補助対象事業に係る金額及び補助対象事業 の履行が完了する日の記載があること。
住宅の位置図	住宅の所在地が分かること。
住宅の全景の写真	撮影日を明記し、補助対象建物が特定でき るよう撮影すること。
工事箇所の前後の写真	撮影日を明記し、工事前後の状況が確認で きるよう撮影すること。
設置した補助対象設 備の写真	撮影日を明記し、製品が特定できる製品型 番、名称等が確認できるよう撮影するこ と。
補助対象設備である ことを証明する書類	設置する設備について、高効率給湯器であ ることが確認できるもの。
補助対象事業に係る 領収書の写し又は口 座振込が確認できる 書類の写し	補助対象事業を請け負う者の押印がある領 収書、銀行が発行する口座振込が確認でき る書類の写し等。交付決定を受けた省エネ 改修に係る支払い内容が確認できること。
保証書の写し	メーカーが申請者に発行し、申請書に記載 された機器と一致していること。
店舗又は事務所に関 連しないことを証明 する書類（併用住宅 の場合に限る。）	平面図に店舗等の部分を明示すること。給 湯配管図面、店舗等と住宅部分のそれぞれ の給湯器の写真等で、店舗等に給湯されて いないことを証明すること。

同意書兼誓約書（様式第7）	申請者及びその属する世帯の構成員（18歳未満の者を除く。）が署名し、又は記名押印したもの。
---------------	---